

議案第17号

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年3月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例等の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

日野町隣保館は昭和41年に設置されて以来、地域の人権啓発の拠点として、様々な人権啓発事業や地域交流事業に取り組んでいるが、隣保館を人権啓発だけでなく自己実現、生きがいを創出する拠点とし、さらに町民が楽しくふれあい、心豊かな人づくりを推進できる拠点、地域に親しまれる交流センターとして、充実・発展させていくために名称を変更するもの。

2 改正内容

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の第2条中(1)名称「日野町下榎隣保館」を「日野町下榎交流センター」に改めるとともに、日野町下榎隣保館使用料条例の題名等を改める。

3 改正条例

- (1) 日野町隣保館の設置及び管理に関する条例
- (2) 日野町下榎隣保館使用料条例

4 附則

令和6年4月1日から施行する。

日野町隣保館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(日野町隣保館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 日野町隣保館の設置及び管理に関する条例(昭和41年日野町条例第26号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第2条 日野町に次の隣保館を設置する。 (1) 名称 <u>日野町下榎交流センター</u> (2) 略</p>	<p>(設置) 第2条 日野町に次の隣保館を設置する。 (1) 名称 <u>日野町下榎隣保館</u> (2) 略</p>

(日野町下榎隣保館使用料条例の一部改正)

第2条 日野町下榎隣保館使用料条例(昭和41年日野町条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>日野町下榎交流センター使用料条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>日野町下榎交流センター</u>（以下「<u>交流センター</u>」 という。）の施設の使用に関し必要な事項を定めることを目的とす る。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 <u>交流センター</u>の施設を使用しようとする者は、日野町教育委 員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない い。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号の1に該当すると認められるときは、 <u>交流センター</u>の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>日野町下榎隣保館使用料条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>日野町下榎隣保館</u>（以下「<u>隣保館</u>」という。）の 施設の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第2条 <u>隣保館</u>の施設を使用しようとする者は、日野町教育委員会（以 下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号の1に該当すると認められるときは、 <u>隣保館</u>の使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。